

教育委員会提出議案

第2号議案

豊島区教育委員会公印規則の一部を改正する規則について
上記の議案を提出する。

令和8年2月12日

豊島区教育委員会教育長 清野 正

豊島区教育委員会公印規則（昭和41年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1第23号の次に次の1号を加える。

24	豊島区教育委員会事務局審理員之印	てん書	方21ミリメートル	豊島区教育委員会事務局審理員の一般文書用	同
----	------------------	-----	-----------	----------------------	---

別表第2第23号の次に次の1号を加える。

24

審事委豊 理務員島 員務員区 之局會教 印局會育

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(説 明)

教育長が行った行政処分に対する審査請求手続きにおいて「豊島区教育委員会事務局審理員」の印についての規定が必要となったため。

豊島区教育委員会公印規則（昭和41年教育委員会規則第2号）新旧対照表

現行						改正後（案）					
別表第1（第2条関係）						別表第1（第2条関係）					
番号	名称	書体	寸法	用途	管守者	番号	名称	書体	寸法	用途	管守者
	(追加)					24	豊島区教育委員会事務局審理員之印	てん書	方21ミリメートル	豊島区教育委員会事務局審理員の一般文書用	同

別表第2（第2条関係）新旧対照表

番号	旧印影	新印影
24	(追加)	

○豊島区教育委員会公印規則

昭和41年2月8日
教育委員会規則第2号

(通則)

第1条 豊島区教育委員会の公印の寸法、ひな型、管守方法その他公印に関し必要な事項は、別に定めがあるものを除き、この規則の定めるところによる。

(公印の名称、寸法、ひな型等)

第2条 公印の名称、番号、書体、寸法、用途及び管守者は、別表第1のとおりとし、そのひな型は、別表第2のとおりとする。

(公印の調製者)

第3条 公印の新調及び改刻は、教育部長が行い、公印管守者に交付しなければならない。

(昭52教委規則7・平19教委規則6・平27教委規則9・一部改正)

(旧印の引継、保存、廃棄)

第4条 公印管守者は、公印の改刻等のため使用しなくなったときは、その印章及び印影を別記第1号様式による公印引継書により教育部長に速やかに引継がなければならない。

2 教育部長は、前項の規定により引継ぎを受けた印章及び印影を、次の各号の区分により保存しなければならない。

(1) 豊島区教育委員会印、豊島区教育委員会事務局印、豊島区教育委員会教育長印及び豊島区教育委員会教育長代理印 永久

(2) 前項以外の公印 引継ぎを受けた日から起算して10年 ただし、教育長が特に必要がないと認めたときは、その期間を短縮することができる。

(3) 公印の印影 永久

3 保存期間を経過した公印は、裁断又は焼却の方法により教育部長が廃棄する。

(昭52教委規則7・平19教委規則6・平27教委規則9・一部改正)

(公印台帳)

第5条 教育部長は、別記第2号様式による豊島区教育委員会公印台帳を作成し、公印の新調、改刻又は廃棄のつど必要な事項を記載し、整理しておかななければならない。

(昭52教委規則7・平19教委規則6・平27教委規則9・一部改正)

(公印の新調、改刻の申請)

第6条 公印管守者は、公印を新調又は改刻する必要があると認めたときは、別記第3号様式による公印新調改刻申請書により教育部長に申請しなければならない。

(昭52教委規則7・平21教委規則7・平27教委規則9・一部改正)

(印影の保存)

第7条 公印管守者は、毎年4月1日現在の公印の印影を別記第4号様式による印影簿により保存しておかなければならない。

(昭52教委規則7・平13教委規則15・平30教委規則7・一部改正)

(公印の事故届等)

第8条 公印管守者は、公印に盗難、紛失又は偽変造があったときは、直ちに必要な措置を講じ、かつ、別記第5号様式による公印事故届書により教育部長に届け出なければならない。

(昭52教委規則7・平19教委規則6・平27教委規則9・一部改正)

(公印取扱主任の設置)

第9条 公印管守者のうち課長（豊島区教育委員会事務局処務規則（昭和44年教育委員会規則第1号）第3条第1項に規定する課長、豊島区教育センター処務規則（昭和62年教育委員会規則第11号）第3条に規定する所長及び中央図書館長、並びに各学校長をいう。）の職にある公印管守者（以下「課長職の公印管守者」という。）の下に、公印取扱主任（以下「主任」という。）を置く。

- 2 主任は、別に辞令を用いなくて、課長職の公印管守者の所属する課の庶務を担当する係長（担当係長を含む。）及び各副校長をもってこれを充てる。
- 3 前項の規定にかかわらず、教育部長は、公印を指定して、当該公印の用途に係る事務を所管する係の係長（担当係長を含む。）をもって、当該公印の主任とすることができる。この場合において、各課長は、別記第5号様式の2による公印取扱主任指定届書を教育部長に提出するものとする。

(平22教委規則7・全改、平26教委規則7・平27教委規則9・一部改正)

(公印管守者の任務)

第10条 公印管守者は、公印に関する事務を担当する。

- 2 主任は、公印管守者の命を受けて公印に関する事務に従事する。
- 3 公印管守者又は主任が必要と認める場合には、公印管守者があらかじめ指定した職員がその事務を代行する。

(昭52教委規則7・平21教委規則20・一部改正)

(公印の管守)

第11条 公印は、常に堅固な容器に納め、執務時間外は、かぎのかかる場所に収納してお

かなければならない。

(公印の押印上の注意)

第12条 公印の押印を求めようとするときは、押印しようとする文書その他の物(以下「文書等」という。)を公印管守者又は主任に提示して、文書管理システムによる決定済の起案文書との照合を受けなければならない。ただし、決定が電子決定方式によらずになされた場合は、文書管理システムによる照合に代えて、決定済の起案文書と押印しようとする文書等との照合を受けるものとする。

2 照合の結果、公印の押印を適当と認めたときは、公印管守者又は主任は、当該文書等に明りょうかつ正確に押印するとともに、その旨を文書管理システムに記録し、又は決定済の文書に執行済の記入をしなければならない。

(平21教委規則20・全改)

(公印の事前押印)

第13条 定例的かつ定型的な文書等で、教育部長が交付の日時、場所その他の事情を考慮して適当と認めたものについては、前条第1項の規定にかかわらず、同項の照合を行う前に当該文書等に公印を押印すること(以下「事前押印」という。)ができる。

2 前項の規定により事前押印しようとするときは、公印管守者は、あらかじめ別記第6号様式による公印事前押印・印影印刷承認申請書を教育部長に提出し、その承認を得なければならない。

3 教育部長は、前項の規定により承認したときは、別記第7号様式による承認書を交付する。

4 文書等の保管責任者(当該文書等に係る主管課長をいう。以下同じ。)は、事前押印した文書等を厳重に保管しなければならない。

5 文書等の保管責任者は、事前押印した文書等が、書損、汚損、様式の変更、人事異動等の理由により使用できなくなったときは、当該文書等を速やかに裁断、溶解その他適切な方法により廃棄し、又は印影を抹消しなければならない。

(平17教委規則13・全改、平19教委規則6・平27教委規則9・一部改正)

(公印印影の印刷)

第14条 一定の字句及び内容のものを多数印刷して発する文書等で公印を押印すべきものについて、教育部長が支障がないと認めた場合は、その公印の印影を当該文書等に印刷して公印に代えることができる。

2 前項の規定により印影の印刷が支障がないと認められたときは、第2条の規定にかかわ

らず、その印影を縮小して印刷することができる。

- 3 前条第2項から第5項までの規定は、第1項の場合について準用する。

(平17教委規則13・全改、平19教委規則6・平27教委規則9・一部改正)

(情報システムによる公印印影の打ち出し)

第14条の2 一時に大量に交付し、又は即時に交付する文書等について、教育部長が交付の日時、場所等を考慮して適当と認めたものについて、情報システムに記録した公印の印影を当該文書等に打ち出すこと（以下「印影打ち出し」という。）により公印の押印に代えることができる。

- 2 第13条第2項から第5項までの規定は、印影打ち出しについて準用する。この場合において、同条第2項中「公印事前押印・印影印刷承認申請書（別記第6号様式）」とあるのは、「情報システムによる公印印影の打ち出し承認申請書（別記第8号様式）」と読み替えるものとする。

- 3 教育部長は、前項の規定により承認したときは、別記第9号様式による承認書を交付する。

(平17教委規則13・追加、平19教委規則6・平21教委規則20・平27教委規則9・一部改正)

(公印使用状況の調査)

第15条 教育部長は、公印の管守及び使用状況等について、適宜必要な事項を調査し、又は公印管守者に報告を求め、若しくは必要な書類の提出を求めることができる。

(平17教委規則13・全改、平19教委規則6・平27教委規則9・一部改正)

附 則

- 1 この規則は、昭和41年2月8日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に使用中の公印であってこの規則に抵触しないものにあつては、この規則により調製されたものとみなす。

附 則（昭和41年6月14日教委規則第9号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和41年6月6日から適用する。

附 則（昭和42年8月1日教委規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年7月31日教委規則第9号）

この規則は、昭和43年8月1日から施行する。

附 則（昭和44年12月16日教委規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年4月1日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年8月28日教委規則第6号）

この規則は、昭和48年9月1日から施行する。

附 則（昭和49年4月1日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年10月20日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年2月25日教委規則第2号）

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年6月1日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年6月12日教委規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年3月31日教委規則第2号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年7月30日教委規則第12号）

この規則は、昭和61年8月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月20日教委規則第2号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年9月21日教委規則第10号）

この規則は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則（平成13年3月29日教委規則第15号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年5月30日教委規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年1月18日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月29日教委規則第13号）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

- 2 この規則による改正前の豊島区教育委員会公印規則に基づいて作成された公印台帳その他の文書等であって、この規則の施行の際、現に保管又は保存中のものは、それぞれこの規則による改正後の豊島区教育委員会公印規則に基づく公印台帳その他の文書等とみなす。

附 則（平成17年5月17日教委規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年4月26日教委規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月22日教委規則第6号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月11日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成21年7月1日教委規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月25日教委規則第7号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月26日教委規則第9号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月11日教委規則第7号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年3月31日教委規則第9号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月16日教委規則第14号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項の規定により

教育長がなお従前の例により在職する場合においては、当該教育長の教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に当該教育長が欠けた場合にあっては、当該欠けた日）までの間、この規則による改正後の豊島区教育委員会会議規則、豊島区教育委員会傍聴規則、豊島区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則、豊島区教育委員会公印規則の規定は適用せず、この規則による改正前の豊島区教育委員会会議規則、豊島区教育委員会傍聴規則、豊島区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則、豊島区教育委員会公印規則の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成29年10月11日教委規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年7月20日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年 月 日教委規則第 号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

（平24教委規則9・全改、平26教委規則7・平27教委規則9・平28教委規則14・平29教委規則11・令8教委規則●・一部改正）

番号	名称	書体	寸法	用途	管守者
1	豊島区教育委員会	てん書	方30ミリメートル	職記用	庶務課長
2	同	同	方21ミリメートル	一般文書用	同
3	豊島区教育委員会事務局之印	同	方30ミリメートル	同	同
4	削除				
5	豊島区教育委員会教育長之印	同	方21ミリメートル	同	同
6	同	同	方30ミリメートル	職記用	同
7	豊島区教育委員会教育長代理之印	同	方21ミリメートル	教育長職務代理用	同

7—2	豊島区教育委員会事務局教育部長之印	同	同	教育部長の一般文書用	同
8	豊島区教育委員会事務局課長之印	同	同	各課長の一般文書用	各課長
8—2	豊島区立教育センター印	同	方30ミリメートル	教育センターの一般文書用	教育センター所長
8—3	豊島区立教育センター所長之印	同	方21ミリメートル	教育センター所長の一般文書用	同
9	豊島区立図書館印	同	方30ミリメートル	図書館の一般文書用	中央図書館長
10	豊島区立図書館長之印	同	方21ミリメートル	図書館長の一般文書用	同
11	豊島区立学校印	同	方30ミリメートル	職記用	各学校長
12	豊島区立学校長之印	同	方21ミリメートル	学校長の一般文書用	同
13	豊島区立学校長代理之印	同	同	学校長職務代理用	職務代理者
14	豊島区立幼稚園印	同	方30ミリメートル	職記用	各幼稚園長
15	豊島区立幼稚園長之印	同	方21ミリメートル	幼稚園長の一般文書用	同
16	豊島区立幼稚園長代理之印	同	同	幼稚園長職務代理用	職務代理者
17	削除				
18	削除				
19	附属機関之印	同	同	附属機関の一般文書用	附属機関の庶務を処理する

					課の課長
20	附属機関代表者 之印	同	同	同	同
21	豊島区教育委員会契印	同	長径 30ミリメートル 短径 13ミリメートル (変だ円形)	一般文書契印用	各公印管守者
22	豊島区教育委員会割印	同	同	一般文書割印用	同
23	豊島区教育委員会	ゴシック	円形周囲点線 直径27ミリメートル	学校長及び教職員の身分証明書契印用	庶務課長
24	豊島区教育委員会事務局審理員 之印	てん書	方21ミリメートル	豊島区教育委員会事務局審理員の一般文書用	同

別表第2 (第2条関係)

(平15教委規則9・全改、平17教委規則1・平17教委規則13・平19教委規則6・平22教委規則7・平24教委規則9・平26教委規則7・平27教委規則9・平28教委規則14・平29教委規則11・令8教委規則●・一部改正)

1	2	3	4	5																																																																																								
<table border="1"> <tr><td>委</td><td>教</td><td>豊</td></tr> <tr><td>員</td><td></td><td>島</td></tr> <tr><td>会</td><td>育</td><td>区</td></tr> </table>	委	教	豊	員		島	会	育	区	<table border="1"> <tr><td>委</td><td>教</td><td>豊</td></tr> <tr><td>員</td><td></td><td>島</td></tr> <tr><td>会</td><td>育</td><td>区</td></tr> </table>	委	教	豊	員		島	会	育	区	<table border="1"> <tr><td>之</td><td>事</td><td>育</td><td>豊</td></tr> <tr><td></td><td>務</td><td>委</td><td>島</td></tr> <tr><td>印</td><td>局</td><td>員</td><td>区</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>会</td><td>教</td></tr> </table>	之	事	育	豊		務	委	島	印	局	員	区			会	教	<p>削除</p>	<table border="1"> <tr><td>之</td><td>教</td><td>育</td><td>豊</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>委</td><td>島</td></tr> <tr><td></td><td>育</td><td>員</td><td>区</td></tr> <tr><td>印</td><td>長</td><td>会</td><td>教</td></tr> </table>	之	教	育	豊			委	島		育	員	区	印	長	会	教																																						
委	教	豊																																																																																										
員		島																																																																																										
会	育	区																																																																																										
委	教	豊																																																																																										
員		島																																																																																										
会	育	区																																																																																										
之	事	育	豊																																																																																									
	務	委	島																																																																																									
印	局	員	区																																																																																									
		会	教																																																																																									
之	教	育	豊																																																																																									
		委	島																																																																																									
	育	員	区																																																																																									
印	長	会	教																																																																																									
6	7	7-2	8	8-2																																																																																								
<table border="1"> <tr><td>之</td><td>教</td><td>育</td><td>豊</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>委</td><td>島</td></tr> <tr><td></td><td>育</td><td>員</td><td>区</td></tr> <tr><td>印</td><td>長</td><td>会</td><td>教</td></tr> </table>	之	教	育	豊			委	島		育	員	区	印	長	会	教	<table border="1"> <tr><td>代</td><td>教</td><td>育</td><td>豊</td></tr> <tr><td>理</td><td></td><td>委</td><td>島</td></tr> <tr><td>之</td><td>育</td><td>員</td><td>区</td></tr> <tr><td>印</td><td>長</td><td>会</td><td>教</td></tr> </table>	代	教	育	豊	理		委	島	之	育	員	区	印	長	会	教	<table border="1"> <tr><td>長</td><td>教</td><td>委</td><td>豊</td></tr> <tr><td></td><td>育</td><td>員</td><td>島</td></tr> <tr><td>印</td><td>部</td><td>会</td><td>区</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>教</td></tr> </table>	長	教	委	豊		育	員	島	印	部	会	区				教	<table border="1"> <tr><td>担</td><td>何</td><td>委</td><td>豊</td></tr> <tr><td>当</td><td>々</td><td>員</td><td>島</td></tr> <tr><td>課</td><td>々</td><td>会</td><td>区</td></tr> <tr><td>長</td><td>長</td><td>何</td><td>教</td></tr> <tr><td>之</td><td>(</td><td>々</td><td>育</td></tr> <tr><td>印</td><td>何</td><td>々</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>々</td><td></td><td></td></tr> </table>	担	何	委	豊	当	々	員	島	課	々	会	区	長	長	何	教	之	(々	育	印	何	々			々			<table border="1"> <tr><td>タ</td><td>教</td><td>豊</td></tr> <tr><td></td><td>育</td><td>島</td></tr> <tr><td></td><td>セ</td><td>区</td></tr> <tr><td>印</td><td>ン</td><td>立</td></tr> </table>	タ	教	豊		育	島		セ	区	印	ン	立
之	教	育	豊																																																																																									
		委	島																																																																																									
	育	員	区																																																																																									
印	長	会	教																																																																																									
代	教	育	豊																																																																																									
理		委	島																																																																																									
之	育	員	区																																																																																									
印	長	会	教																																																																																									
長	教	委	豊																																																																																									
	育	員	島																																																																																									
印	部	会	区																																																																																									
			教																																																																																									
担	何	委	豊																																																																																									
当	々	員	島																																																																																									
課	々	会	区																																																																																									
長	長	何	教																																																																																									
之	(々	育																																																																																									
印	何	々																																																																																										
	々																																																																																											
タ	教	豊																																																																																										
	育	島																																																																																										
	セ	区																																																																																										
印	ン	立																																																																																										
8-3	9	10	11	12																																																																																								

豊島区立教育センター
所長之印

豊島区立
何々図書館
印

豊島区立
何々図書館
印

豊島区立
何々小(中)学
印

豊島区立
何々小(中)学
校長之印

13

豊島区立
何々小(中)学
代理校長之印

14

豊島区立
何々幼稚園
印

15

豊島区立
何々幼稚園
園長之印

16

豊島区立
何々幼稚園
代理園長之印

17

削除

18

削除

19

豊島区立
何々委員会(または
審議会)印

20

豊島区立
何々委員会(または
審議会)委員長(または
会長等)印

21

豊島区教育
委員会契印

22

豊島区教育
委員会割印

23



24

豊島区教育
委員事務局
審理員之印